

# An **Anti**GangStalking Activity Site (**AGSAS**)

The Letter of Complaint as of October 5<sup>th</sup>, 2005

## 告訴の申告届 (告訴状) (公表用)

告訴日付：2005年10月5日

東京地方検察庁御中

告訴人：戸崎 貴裕 印

郵便番号：〒142-0053

住所：東京都 品川区 中延 1-1-1X (公表用に変更) 202号室

電話番号：(公表用に削除)

被告訴人：「別紙01：被告訴人等の名称対応表」に実名等を記載

### 1. 【はじめに】

告訴人、戸崎貴裕(とさきたかひろ)は、犯罪の被害者として、本告訴状、及び「別紙01:被告訴人等の名称対応表」の通り、告訴いたします。本告訴状内では、被告訴人、団体の名称は記号で表し、「別紙01:被告訴人等の名称対応表」にて、実名、告訴の罪名等との対応を記載いたします。

本告訴状の内容:

1. はじめに
2. 告訴内容 (証拠の存在を併記)
3. 被害の経緯 (証拠の存在を併記)
4. 証拠等について

別紙:

1. 別紙01: 被告訴人等の名称対応表
2. 別紙02: 手口のご紹介

告訴人作成のインターネットサイト(<http://antigangstalking.join-us.jp/>)で公開しています情報も、補足資料とさせていただきます。こちらのサイトには、本告訴内容に関する出来事の報告、犯罪手口の解説等がございます。犯罪手口につきましては、告訴人の他にも、共通の手口による行為の被害報告が多数見受けられます。告訴人の報告を含め、その報告の中に、この共通の手口の行為には、警察関係者も関与しているという証言、実体験の報告が少なからず存在することをご考慮いただければと思います。上記インターネットサイトには、告訴人による、警察の対応についての報告もございます。

### 3. 【告訴内容】

2005年10月5日現在までに、下記16の罪に該当すると思われる実行行為を、各項目に記載します被告訴人より受けましたので、告訴いたします。本告訴状内「3. 被害の経緯」で別記いたします経緯の通り、計画された一連の犯罪として捜査いただきたく存じます。これらの行為を一連の行為とみなした場合、そこに共通した思惑があると考えられます。本告訴内容、及び「3.被害の経緯」を見た場合、個々の行為に関連性、ストーリー性が見受けられること、被告訴人同士の連絡の多くが、告訴人の処遇や個人情報に関するものであるにも関わらず、告訴人に秘密で行われたことも考慮していただければと存じます。告訴人が調べました限り、告訴人以外にも、同様の手口の行為による被害報告が多数見受けられます。この共通した手口に関しましては、「別紙02:手口のご紹介」に記載しております通り、一連の実行行為を継続することが、殺人未遂罪に値する可能性もありますことを、ご考慮いただければと存じます。本告訴につきましては、捜査の進行に伴い、下記罪名の変更や、実行行為者が増える可能性も考えております。本告訴状内、各項目の実行行為者による行為には、その行為が故意によるものか、錯誤によるものか、教唆などによるものか、不明な行為もございます。該当する罪名に関しましては、記載いたします事実内容をご確認いただき、罪名があっているかどうかのご確認も行っていただければと存じます。各項目につきましては、証拠の存在を併記してあります。

## 1. 逮捕及び監禁罪(刑220条)

2005年4月14日、告訴人の両親及び身元不明の3人の男性が、告訴人の同意なく、告訴人の借りているマンションの部屋に対して住居侵入を行い、告訴人の意志に反し、告訴人を羽交い絞めにし、自由を奪い、部屋から引きずり出し、階段を引きずり下ろし、身元不明の3人の男性のうち一人の運転する車両に監禁し、二人の男性が告訴人の両側を固め、自宅マンションより病院Hまで、走行しました。停車後も、三人の男性が、告訴人が逃げないように周りを固めていました。よって、告訴人の両親、及び身元不明の3人の男性を、逮捕及び監禁罪の行為主体として告訴いたします。 身元不明の男性3名につきましては、その身元につき、告訴人の母が黙秘を続けるため、身元確認のための捜査をお願い申し上げます。

本実行行為は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条を適用した行為を装っていますが、本実行行為以前に告訴人に対する診察が行われていないこと、2005年4月14日より現在まで、入院の必要性が説明できていないこと、2005年8月6日、診断が白紙撤回されていること、本実行行為以前より告訴人の言動が落ち着いていること等を考慮しますと、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条の適用は認められない行為であり、悪用と考えられます。

備考：本告訴状内で申告します他の実行行為や、一連の威圧、脅迫行為(「別紙02:手口のご紹介」の全ての手口が当てはまります)が、2005年1月17日より集中して行われ出し、本告訴状内で登場する者のうち、母、人事担当I、女性A、上司N、上司Sによって、診察への誘導のみが行われたことを考慮しますと、本実行行為は、計画性を持って、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を悪用した行為の一部と考えられます。

### 証拠等：

- 1) 逮捕行為時の映像、音声記録
- 2) 身元不明の男性3名の身元につき、黙秘を行う母の音声記録(告訴人との電話による会話音声)
- 3) 精神科医Tとの立ち話(診察が行われていないこと、一連の診察誘導行為の強引さを示す証拠)
- 4) 医療保護入院書類、病院内で配られた書類等
- 5) 2005年8月6日、精神科医Kより発行された診断の白紙撤回に同意する診断書、および同意する旨の音声記録
- 6) 2005年6月24日以降の、精神科医Kによる診察の音声記録
- 7) カルテ開示、診断根拠となった報告書の開示を拒否に関する記録(音声記録等)
- 8) この犯行の準備と思われる、告訴人に対する、不特定多数による一連の行為の記録、告訴人を騙す株式会社A及び告訴人の母の音声記録

## 2. 略取及び誘拐罪(刑225条)

2005年4月14日、両親及び身元不明の3人の男性が、正当な理由無く、告訴人の同意なく、告訴人の借りているマンションの部屋に対して住居侵入を行い、告訴人を羽交い絞めにし、自由を奪い、部屋から引きずり出し、階段を引きずり下ろし、身元不明の3人の男性のうち一人の運転する車両に監禁した行為においては、告訴人に対する一連の威圧、脅迫行為との関連性、計画性が認められることを考慮しますと、いまだその目的が定かではありませんが、その目的が、営利目的、または加害目的であった可能性があるため、告訴人の両親、及び身元不明の3人の男性を略取及び誘拐罪で告訴いたします。 正当な理由がないという根拠は、「1.逮捕及び監禁罪(刑220条)」に記した通りです。

### 証拠等：

- 1) 逮捕行為時の映像、音声記録
- 2) 身元不明の男性3名の身元につき、黙秘を行う母の音声記録(告訴人との電話による会話音声)
- 3) この犯行の準備と思われる、告訴人に対する、不特定多数による一連の行為の記録、告訴人を騙す株式会社A及び告訴人の母の音声記録

## 3. 住居侵入罪(刑130条) その1

2005年4月14日、両親及び身元不明の3人の男性が、正当な理由無く、告訴人本人の承諾無く、告訴人の借りているマンションの部屋のチェーンキーを破壊し、同部屋への住居侵入を行いました。よって、告訴人の両親及び身元不明の3人の男性を、住居侵入罪の行為主体として告訴いたします。 正当な理由がないという根拠は、「1.逮捕及び監禁罪(刑220条)」に記した通りです。

### 証拠等：

- 1) 実行行為時の音、及び音声記録

## 2) 破壊されたチェーンキー及びその写真

### 4. 住居侵入罪(刑130条) その2

行為主体は特定できておりませんが、2005年1月17日以降、複数回にわたり、告訴人の借りているマンションの部屋への住居侵入、及び告訴人の所有する車両への侵入の痕跡(外出中、部屋のプレーカーの一部のみが8回落とされた、冷蔵庫の牛乳パック4パックのふたが全て開けられていた、プリンタ内に輪ゴムが挿入されていた、車両内が荒らされていた、車両内のシート位置がずらされていた、車両のバッテリーが原因不明で上がることが連続した等)が認められたため、被告訴人は不明ですが、住居侵入罪で告訴いたします。住居侵入によってこれらの痕跡を残し、被害者の精神状態を追い詰めようとする手口は、「別紙02:手口のご紹介」のガスライティングという手口に当てはまります。

#### 証拠等:

- 1) 侵入痕跡の写真
- 2) 告訴人の所有する車へのいたずらの痕跡の写真、映像
- 3) JAFの方、自動車ディーラーの方との会話音声、映像(連続したバッテリー上がりが原因不明であることの証明)

### 5. 脅迫罪(刑222条) その1

2004年8月以降、女性Aより数々の脅迫じみた発言を受けていましたが、その発言内容に沿った威圧行為が、予兆はありましたが、2005年1月17日より、告訴人に対し、第三者によって一斉に実行開始(「別紙02:手口のご紹介」の全ての手口が当てはまります)され、その威圧行為の進行に際しても、女性Aの言動が同調していました。女性Aの発言が、生命、身体、自由、名誉、財産の各法益に対する侵害、または威圧行為を予言、実行する旨の発言であったこと、さらには、告訴人の勤務していた株式会社Aに所属する上司N、上司U、人事担当Iからも、女性Aに同調する言動、誘導が見られたこと、当時告訴人に対してなされた数々の威圧、脅迫行為を、告訴人個人の精神的な問題に仕立て上げようとする意図の見える言動、告訴人に対する誘導があったことを考慮しますと、各被告訴人が故意によって共謀し、行った脅迫の可能性が高いと考えられます。よって、女性A、上司N、上司U及び人事担当Iを、脅迫罪の行為主体として、または一連の脅迫行為の共犯として告訴いたします。その他共犯者と思われる言動のあった人物につきましては、判明次第、ご報告させていただきます。

備考: 女性Aの発言には、次のようなものがありました。「社会的に抹殺することもできるのよ。告訴人には実績があることを覚えておくことね」「告訴人は極道の女だったのよ」「あなたは悪魔のスイッチを入れたのよ」「プロに監視されたらプライベートなんて無いわよ」「おとなしくしてね」「一緒に不幸になろう」等。

#### 証拠等:

- 1) 女性Aの映像(交際時)、パソコンや携帯電話による通信の記録、及び音声記録
- 2) 上司N、上司U、人事担当Iの言動の記録(音声記録及び告訴人による文字記録)

### 6. 脅迫罪(刑222条) その2

女性A、上司Uの発言に沿った形で、予兆はありましたが、2005年1月17日より一斉に、不特定多数の人物に、暗示的、カルト的かつ執拗な威圧行為、脅迫行為(「別紙02:手口のご紹介」の全ての手口が当てはまります)を受けました。映像、音声は多数あります。脅迫行為と認定できるかどうか、人物の特定ができるか、故意によるものか、錯誤によるものか、教唆等によるものか、という問題が残りますが、統一された手口で威圧行為が行われたため、共謀の可能性が高いと考えられます。この、映像に残っています特定多数の人物を、脅迫罪の行為主体として告訴いたします。

#### 証拠等:

- 1) 映像、音声記録等

### 7. 業務妨害罪(刑233条)及び威力業務妨害罪(刑234条) その1

2005年6月末日に株式会社Aを退職するまでの経緯として、威力業務妨害行為を受けました。株式会社Aの人事担当Iは、告訴人が被害に関するメールを出したという理由だけで、その権限において、告訴人の主張する被害を一方的に否定し、事実の確認を全く行わず、一方的に告訴人の業務上の自由を奪いました。よって、人事担当Iを、威力業務妨害罪の行為主体として告訴いたします。人事担当Iは、当初より、株式会社Aの対応として、医者による解決策だけを告訴人に提示し、告訴人本人の意思に反し、執拗に告訴人を産業医にだけ合わせようとしていたため、一連の犯行につき、な

んらかの認識を持っていたと思われます。人事担当Iは、人事担当Uとの約束を反故する形となる行動もとっていました。こういったことから、偽計及び威力を用いたと考えられます。

**証拠等：**

- 1) 電子メール、人事担当I、本件に関する人事担当Sの音声記録、告訴人による文字記録等
- 2) 告訴人と人事担当Uとの間での、人事担当Iが執拗に誘導する診察を受けるかどうかは告訴人の自由であり、告訴人が自己都合退職を選択することに同意した音声記録

**8. 業務妨害罪(刑233条)及び威力業務妨害罪(刑234条) その2**

女性A、上司U、上司N、上司Sの言動は、一連の威圧、脅迫行為に連動するものであり、告訴人の主張する被害を一方的に否定し、告訴人の株式会社Aにおける立場を著しく悪化させる要因となりました。上司U、上司Sが、告訴人を人事担当Iの管理下におかせ、医師による解決のみを提示する人事担当Iに同調し、女性A、上司N、上司Sが、当時告訴人に対してなされた数々の威圧、脅迫行為を、告訴人個人の精神的な問題に仕立て上げようとする意図の見える言動、誘導を行いました。発言内容が連動していることから、偽計を用いたと考えられます。よって、女性A、を業務妨害罪の行為主体として、上司U、上司N、上司Sを、威力業務妨害罪の行為主体として告訴いたします。

**証拠等：**

- 1) 電子メール、音声記録、告訴人による文字記録等

**9. 威力業務妨害罪(刑234条) その3**

精神科医Dは、診断根拠を説明できず、本人の主張を一方的に無視し、まともな診察も行わない段階でありながら、つまり、治療行為に対する正当な理由を説明できない段階で、医療保護入院を決定し、2005年4月14日より、2005年6月24日まで、告訴人を閉鎖病棟に事実上軟禁し、さらに担当医であった精神科医Kからは、退院まで告訴人の個々の主張に対する診断根拠の説明は無く、2005年8月6日、当初より診断理由、医療保護入院理由の説明ができないということを問い詰めたところ、精神科医Kにより診断の白紙撤回が行われたことを考慮すると、2005年4月14日より、2005年6月24日までの入院の期間、正当な理由無く、治療を要しない、業務を行う能力のある告訴人に投薬を行い、告訴人の自由を奪ったこととなります。入院期間中は、医療保護入院という形態をとっていましたが、上記事実を考慮した場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の適用は不当であり、同法律の濫用と考えられます。よって、精神科医Dおよび精神科医Kを、威力業務妨害罪の行為主体として告訴いたします。 診断の根拠となったとされる報告書は、2005年4月14日の時点では既に、告訴人には秘密に、病院Aに提出されていましたが、告訴人の、該当報告書に対する開示要求は、病院A、精神科医K、精神科医Tにより、拒否され続けています。このことは不審点の一つです。

**証拠等：**

- 1) 医療保護入院書類、病院内で配られた書類等
- 2) 入院及び治療に対する支払いの領収書
- 3) 2005年8月6日、精神科医Kより発行された診断の白紙撤回に同意する診断書、および同意する旨の音声記録
- 4) 2005年6月24日以降の、精神科医Kによる診察の音声記録
- 5) カルテ開示、診断根拠となった報告書の開示を拒否する音声記録

**10. 傷害罪(刑204条)その1**

2005年4月14日の逮捕及び監禁の際、出血を伴う怪我を負わされ、病院Aにて治療を行いました。よって、該当する逮捕及び監禁を実行した、身元不明の男性3人を、傷害罪の行為主体として告訴いたします。

**証拠等：**

- 1) 2005年4月14日当日、上記怪我に対する治療は、病院Aにて行われました。そのときに同席していた医師名はわかっております。

**11. 傷害罪(刑204条)その2**

精神科医K及び精神科医Dは、2005年4月14日より、診断根拠を説明できず、本人の主張を一方的に無視し、診察もまともに行わない段階でありながら、告訴人に対する、後遺症の危険性のある投薬行為を開始いたしました。投薬を拒否するとさらに酷い扱いを受けるのではないかという病院内の状況があったことも記しておきます。さらに退院まで、告訴人

の個々の主張に対する診断根拠の説明は無く、2005年8月6日、当初より診断理由、医療保護入院理由の説明ができないということを問い詰めたところ、精神科医Kにより診断の白紙撤回が行われたことを考慮すると、2005年4月14日より、2005年6月24日までの期間、正当な理由無く、治療を要しない告訴人に対し、後遺症の危険性のある投薬行為を行ったこととなります。よって、精神科医K及び精神科医Dを、傷害罪の行為主体として告訴いたします。また、2005年8月6日、精神科医Kが白紙撤回に同意し、その旨の診断書を書く際には、かなり不機嫌な態度を告訴人に示したことも記しておきます。診断の根拠となったとされる報告書は、2005年4月14日の逮捕及び監禁行為の時点では既に病院Aに提出されていましたが、告訴人の、該当報告書に対する開示要求は、拒否され続けています。このことは不審点の一つです。

**証拠等：**

- 1) 医療保護入院書類、服薬指導書、病院内で配られた書類等
- 2) 入院及び治療に対する支払いの領収書
- 3) 2005年8月6日、精神科医Kより発行された診断の白紙撤回に同意する診断書、および同意する旨の音声記録
- 4) 2005年6月24日以降の、精神科医Kによる診察の音声記録
- 5) カルテ開示、診断根拠となった報告書の開示を拒否する音声記録

**12. 背任罪(刑247条) その1**

精神科医Tは、診察無しに、告訴人に対する診断を下しました。ここには偽計もあります。2005年4月14日、その診断を根拠とし、逮捕、監禁及び病院Aにおける医療保護入院が行われ、2005年4月14日より、2005年6月24日までの期間、正当な理由無く、自由を奪われました。病院Aにおいて、精神科医Kは、説明できない理由によって、告訴人に対する診断を下しました。この診断書が告訴人の母によって、株式会社Aに提出されました。2005年8月6日、当初より診断理由、医療保護入院理由の説明ができないということを問い詰めたところ、精神科医Kにより診断の白紙撤回が行われたことを考慮すると、それ以前の診断によって奪われた告訴人の自由に対する侵害となるだけでなく、何らかの利益のために、または告訴人に危害を加えるために、その職権を濫用し、医療制度の悪用を行ったと考えられます。よって、第三者の関与に関わらず、診察もせず診断を下した精神科医T、診断理由も説明できず、診断を下した精神科医Kを、背任罪の行為主体として告訴いたします。

**証拠等：**

- 1) 医療保護入院書類、服薬指導書、病院内で配られた書類等
- 2) 入院及び治療に対する支払いの領収書
- 3) 2005年8月6日、精神科医Kより発行された診断の白紙撤回に同意する診断書、および同意する旨の音声記録
- 4) 2005年6月24日以降の、精神科医Kによる診察の音声記録
- 5) 精神科医Tとの立ち話(診察が行われていないこと、一連の診察誘導行為の強引さを示す証拠)

**13. 背任罪(刑247条) その2**

株式会社Aの人事担当Iは、告訴人の被害に対する主張を一方的に否定し、事実の確認も行わず、その権限を濫用し、告訴人を職場から事実上追放し、告訴人に秘密で提携会社Aや告訴人の母と連絡を取る等、株式会社Aと告訴人の間の、自己都合休職という合意を反古する形の行為を行い、告訴人を一方的に不利な立場に追いやりました。この行為は社会通念的に公平ではなく、告訴人の身を案じたものでもなく、何らかの利益のために、または告訴人に危害を加えるために、その職権の濫用による、告訴人に行われた一連の威圧行為の一環と考えられます。よって、人事担当Iを、背任罪の行為主体として告訴いたします。

備考：人事担当Iは、2005年2月21日以降、医師による診察のみを提示し続け、告訴人に退職を勧めず、退職届様式の内容を告訴人に隠し、提携会社A、告訴人の母と連絡を取る等の行為を行ったにもかかわらず、告訴人の入院後、2005年6月10日に、なぜか、2005年2月28日に告訴人が出した電子メールを理由に退職を迫った、という矛盾のある行動もしています。

**証拠等：**

- 1) 告訴人の職場から事実上の追放を示す、電子メール、音声記録、人事担当I、及び母の、本件に関する音声記録
- 3) 告訴人と人事担当Iとの間での、人事担当Iが執拗に誘導する診察を受けるかどうかは告訴人の自由であり、告訴人が自己都合休職を選択することに同意した音声記録

**14. 秘密漏洩罪(刑134条) その1**

精神科医Tもしくは精神科医Cは、株式会社A、提携会社A、告訴人の母などから業務上知りえた、診断の事実なく下った告訴人個人に関する診断情報を、告訴人本人の承諾なく、第三者(株式会社A、提携会社Aの相互間)に漏らした疑いがあります。この行為は社会通念的に公平ではなく、告訴人の身を案じたものでもなく、何らかの利益のために、または告訴人に危害を加えるために行われた可能性があり、その行為に、優越的利益は無いと思われます。よって、精神科医T及び精神科医Cを、秘密漏洩罪の行為主体として告訴いたします。精神科医Cは、人事担当I及び上司Sと接触したことがわかっています。

**証拠等:**

- 1) 人事担当I、告訴人の母が本件に関して話している音声記録等
- 2) 開示を拒否され続けている報告書の存在

**15. 秘密漏洩罪(刑134条) その2**

提携会社Aもしくは告訴人に対する診断根拠となった報告書作成の依頼者は、告訴人を精神病と診断させる目的をもって、告訴人の情報が詳細に書かれた該当報告書を作成した疑いがあります。依頼者は不明です。依頼者、提携会社Aのどちらに悪意があったのかは不明ですが、告訴人の情報が詳細に書かれたとされる該当報告書が、本人の同意なく、精神科医Tに渡っていた事などから、業務上知りえた告訴人個人に関する情報を、提携会社Aもしくは報告書作成の依頼者が、株式会社A、提携会社A、病院Aの相互間に漏らした疑いがあります。この報告書には、精神科医Tの話から告訴人が推測するに、複数の人物に聞き込みをしない限りわからないはずの、告訴人個人の秘密情報が書かれているため、株式会社A、提携会社A、病院Aの相互間、及び情報の元となった人々の間で、告訴人の個人情報漏らされていた可能性もあります。この行為は社会通念的に公平ではなく、告訴人の身を案じたものでもなく、何らかの利益のために、または告訴人に危害を加えるために行われた可能性があり、その行為に、優越的利益は無いと思われます。よって、提携会社Aもしくは報告書作成の依頼者を、秘密漏洩罪の行為主体として告訴いたします。

この報告書は、2005年4月14日の逮捕及び監禁行為の時点では既に病院Aに提出されていましたが、告訴人の、該当報告書に対する開示要求は、拒否され続けています。正当な手続きを経て作成された報告書であれば、開示を拒否する理由はないと考えるため、該当報告書の作成に関しても、何らかの悪意があるのではないかという、疑念が生じています。

**証拠等:**

- 1) 本件に関する、人事担当Iや母の音声記録
- 2) カルテ開示、診断根拠となった報告書の開示を拒否する音声記録
- 3) 開示を拒否され続けている報告書の存在

**16. 名誉毀損罪(刑230条)**

精神科医Kは、診断根拠を説明できず、まともな診察も行わず、告訴人の個々の主張に対する診断根拠の説明も無しに、株式会社Aに提出されるとわかっている診断書を作成しました。2005年8月6日、当初より診断理由、医療保護入院理由の説明ができないということを問い詰めたところ、精神科医Kにより診断の白紙撤回が行われたことを考慮すると、この診断書は無効だと言えます。診断根拠を説明できず、まともな診察も行わず、告訴人の個々の主張に対する診断根拠の説明もできない精神科医Kが、診断書が株式会社Aに提出されることを承知の上で、診断書を書く行為自体が、告訴人に対する、公然性を持つ名誉毀損行為にあたると考えられます。よって、精神科医Kを、名誉毀損罪の実行行為者として告訴いたします。

備考:この診断書を請求し、株式会社Aに提出したのは告訴人の母です。

**証拠等:**

- 1) 2005年6月24日以降の、精神科医Kによる診察の音声記録
- 2) 2005年8月6日、精神科医Kより発行された診断の白紙撤回に同意する診断書、および同意する旨の音声記録
- 3) 会社Aに提出された診断書があるはず

#### 4. 【被害の経緯】

告訴人の受けました一連の被害は、計画された一連の犯行によるものである可能性が非常に高いということ、出来事の時系列表をもって、示させていただきます。別途詳細記録もございますので、必要であれば提出させていただきます。該当内容に関しましては、本告訴状の申告者作成のインターネットサイト(<http://antigangstalking.join-us.jp/>)でも公開しています。未公開の資料につきましては、必要に応じ、別途提出させていただきます。

( )内に「証拠等」と書かれている部分には、重要な映像や音声等の記録があるものについて記載しています。

##### 出来事の時系列表

===== 2004年8月 =====

元株式会社Aでの同僚、女性Aとの交際開始。この後、女性Aの不可解な言動、数々の脅し文句が開始された。

「社会的に抹殺することも可能なのよ。告訴人には実績があることを覚えておくことね」

「あなたは悪魔のスイッチを押したのよ」「一緒に不幸になろう」「告訴人は極道の女だったのよ」等々

(証拠等: 女性Aとのパソコン通信記録、通話音声記録、女性Aの映像等)

その後、株式会社Aの上司Uや上司Nの告訴人に対する発言が、女性Aの告訴人に対する発言と連動。

↓

===== 2005年1月17日 =====

女性Aに「しばらく会わないほうがいい」とメールした次の日、不特定多数による威圧行為が一斉に開始された。

女性Aの脅しをアンカリングのきっかけとし、

モビング、ガスライティング、付回し、ノイズキャンペーン、コリジョンキャンペーン、ストリートシアター、ほのめかしの、一部、または全部が、毎日のように行われるようになった(「別紙02: 手口のご紹介」をご参照ください)。

(証拠等: 威圧行為の映像、音声等)

女性A、上司U、上司N等の告訴人に対する言動が、不特定多数による威圧行為に連動した。

↓

===== 2005年1月後半 =====

威圧行為が暗示的、陰湿、かつ執拗であり、何が起きているのかを見極めるため、誰にも相談しなかった。

しかし、女性Aの選んだ家具と同じ家具を告訴人の通り道において「コンコン」とスパナで家具を叩き、告訴人の注意を引き、告訴人に向かってニヤニヤとしている男性がいたりするなど、女性Aの言動に直結する行為が多いため、

一連の犯行であることに確信を持ち始めていた。

2005年1月20日、25日の2度にわたり、原因不明の40度近い高熱が発生、会社を休まざるを得なくなる。

それまでは誰にも相談しなかったが、上司U、上司Sには話さざるを得なくなり、

上司U及び上司Sに、人事担当Iと相談しないとならない、と言われる。人事担当Iは、女性Aと顔見知りである。

(証拠等: 女性Aとの通話音声記録、上司Sとの通話音声記録など)

↓

===== 2005年2月～3月頭 =====

複数の警察署に相談したが、へらへらと笑いながら暴言を吐かれるなどしたため、複数の警察関係者の関与を疑い始める。

ICレコーダー購入後は、持っていることがわからないはずなのに、警察の対応が激変し、丁寧になる。

本件に関して何も話していない女性Aや同僚N等から、

告訴人が株式会社Aを休んでいた理由を、告訴人の「精神的なもの」とする誘導が多数あり。

上司Nからは、「ゆっくり休め。規則正しい生活でな。3ヶ月くらいな」という、医療保護入院を予言するような言葉も出た。

(証拠等: 女性Aよりのメール、上司Nより紹介された心療内科などの記録)

2月28日、会社で「被害にあっています」という趣旨のメールを送信。

(証拠等: 上司Sのプリントアウトした該当メール)

メールを送信した翌日より、事実上、人事担当Iの職権により、職場への立ち入り禁止。

同僚へ出した複数のメールは、そのあて先が上司S等に把握されており、返信は一切無し。

この待遇に対する理由の説明は「被害メールを出したから」ということのみ。

上司Sに被害メールの内容について聞いても、「いろいろ書いてあった」「信じられない」と、具体的な話は一切無い。

(証拠等: 上司Sとの会話音声記録など)

人事担当Iの対応は、「退職はせず、医師の診断書を提出して休職しかありません」。

(証拠等: 上司Sとの会話音声記録など)

医療保護入院後、かつ退院直前(6月10日)に、人事担当Iより、「退職してください。原因は2月28のメールです」と言われた。

ここに、告訴人に退職を思い留ませ、告訴人に秘密で、提携会社Aや母と連絡をとっていた行動との矛盾点がある。

退職届の様式を6月21日まで隠し通し、「会社の了解を得た上で」等と話してもいた。

(証拠等: 人事担当I、上司S、人事部との会話音声記録)

↓

===== 2005年3月15日 =====

母が、告訴人が休んで自宅にいることも知らないはずなのに、精神科医Tを自宅に連れてくる。この行為の背後関係は不明のまま。

(証拠等: 映像、写真、音声記録)

この頃母は、「目に見えない集団に追われていると言っている」という全くの虚言を言いふらし始めていた。

(証拠等: 音声記録)

精神科医Tとの会話内容から、診察ではないと言うことがわかるが、事実、これだけで、本人には極秘裏に診断が下り、その後何の連絡も無いまま、突然の拉致、監禁、強制入院に至る。

(証拠等: 音声記録)

女性Aとの付き合いを、病気の原因にしようという意図も感じ取れる。そして後々、精神科医Kはそれを理由にしようとした。

(証拠等: 音声記録)

告訴人は、医療保護入院の条項に該当する行動、予想させる行動は一切していない。

この頃、告訴人を騙してまで、株式会社A、提携会社A、母、精神科医C、精神科医Tが連絡を取り、

診断をでっちあげる準備をしていたと推測できる事実が多い。

診断の根拠となったとされる、提携会社Aの作成した報告書は、いまだ開示を拒否されている。

(証拠: 音声記録)

いまだ開示を拒否される報告書には、女性Aとの事が書いてあると、精神科医Kより説明があった。

しかし、告訴人が女性Aと付き合っていることは上司U、上司Sにしか話しておらず、一旦別れたことは上司Uにしか話していない。

母が全てを用意したという話をしているが、母の証言だけで書ける報告書の内容ではない。

挙句、母は「だれがやったかわからない」「全部忘れた」等といっている。

(証拠等: 音声記録)

当時の告訴人には、仕事にもストレスなど微塵も無く、楽しくて仕方が無かった。当時の仕事のメールなどで、それは明らか。

↓

===== 2005年3月16日 =====

すでに告訴人に対して行われている威圧行為の手口を調べ、「医師の診断＝精神病仕立て上げ」と感じていた告訴人は、警察への相談をしながら、自己都合休職ということで、人事と合意。

(証拠: 音声記録)

しかし、前記した通り、告訴人に嘘までつきながら、

既に3月2日以降、人事担当I、母、提携会社A、精神科医C、精神科医Tが裏で動いていた。

(証拠: 音声記録)

↓

===== 2005年4月14日 =====

拉致、監禁、強制入院。

入院当日より、投薬開始。

(証拠: 拉致に至るまでの音声記録、拉致直前の会話内容の映像、拉致の瞬間の映像、及び入院に関する資料等)

↓

===== 2005年4月15日 以降 =====

(証拠等: 医療保護入院期間中、2005年4月14日から2005年6月24日、

診察でさえも音声記録が許可されなかったため、日記のみ)

2005年6月10日、人事担当Iより、「退職してください。原因は2月28のメールです」と言われた。

(証拠等: 2005年6月21日、病院H内での、人事担当Iとの会話音声)

↓



===== 2005年6月24日以降 =====

6月24日、退院。

8月6日、精神病診断の白紙撤回

(証拠: 白紙撤回を認める精神科医Kの音声記録、白紙撤回としての診断書)

しかし、診断根拠となった「報告書」の開示が、かたくなに拒否され続ける。

(証拠: 複数回にわたり開示を渋る音声記録、開示要求書記入時の音声記録、開示要求の配達記録)

拉致、監禁を実行した3人の身分関しては、母が依頼したということになっていたが、かたくなに隠蔽をされており、その音声記録から、第三者の介入が推測できる。

(証拠: 音声記録)

## 5. 【 証拠等について 】

本告訴状に記載された被害事実に関する証拠等の種類は、以下の通りです。「2.告訴内容」及び「3.被害の経緯」で記しました証拠等が含まれます。必要に応じて提出させていただきます。

### 1) 電子媒体

映像、音声、電子メール、パソコン通信の記録等。電子媒体データは、インターネットサイトで公開しているものと、未公開のものがあります。インターネットで公表中のデータのオリジナルデータ、及び未公開のデータにつきましては、別途、必要に応じ、整理できたものから提出させていただきます。現在、20,000ファイル以上の電子データがあり、本告訴状及び「別紙01: 被告人等の名称対応表」に記載された被告人に関するものだけでも、本告訴状にて明記されていない記録もございます。

### 2) 書類、印刷物、郵便物等

株式会社A関連の書類、女性Aとの郵便記録、入院に関する書類等。必要に応じて提出させていただきます。

### 3) 証明書等

診断書等。必要に応じて提出させていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。